

公 示 送 達 書

令和 8 年 6 月 22 日付けをもって発付した下記の者に係る書類（通知書）は、送達を受けるべき者の住所、居所、事務所又は事業所が不明のため送達ができないもので、当税制収納課で保管し、いつでも送達を受けるべき者に交付する。

令和 8 年 7 月 28 日

廿日市市長 松本 太郎



番号	送達すべき書類の名称	送達を受けるべき者	
		住所(所在地) ※表示していません。	氏名(名称)
1	地方税法第371条第1項の規定に基づく書類（令和8年度 固定資産税・都市計画税 第1期分）		キリン運輸 株式会社
2	地方税法第371条第1項の規定に基づく書類（令和8年度 固定資産税・都市計画税 第1期分）		株式会社 ジャパンアイディアホーム山陽
3	地方税法第371条第1項の規定に基づく書類（令和8年度 固定資産税・都市計画税 第1期分）		株式会社 真三起商会
4	地方税法第371条第1項の規定に基づく書類（令和8年度 固定資産税・都市計画税 第1期分）		有限会社 タカスビジネス
5	地方税法第458条第1項の規定に基づく書類（令和8年度 軽自動車税 全期分）		嶋田 寛智
6	地方税法第458条第1項の規定に基づく書類（令和8年度 軽自動車税 全期分）		藤瀬 真二
7	地方税法第458条第1項の規定に基づく書類（令和8年度 軽自動車税 全期分）		大川 徹也
8	地方税法第329条第1項の規定に基づく書類（令和8年度（令和7年度分） 市県民税 過年2分）		入江 克樹
9	地方税法第458条第1項の規定に基づく書類（令和8年度 軽自動車税 全期分）		株式会社 ダイチ
10	地方税法第458条第1項の規定に基づく書類（令和8年度 軽自動車税 全期分）		株式会社 ELEOS

＜備 考＞ 地方税法第20条の2第3項の規定により、掲示を始めた日から起算して7日を経過したときは、書類の送達があったものとみなされます。

（帳票整理番号：0000000000000095486）

公 示 送 達 書

令和 8 年 6 月 22 日付けをもって発付した下記の者に係る書類（通知書）は、送達を受けるべき者の住所、居所、事務所又は事業所が不明のため送達ができないもので、当税制収納課で保管し、いつでも送達を受けるべき者に交付する。

令 和 8 年 7 月 28 日

廿日市市長 松本 太郎



番号	送達すべき書類の名称	送達を受けるべき者	
		住所(所在地) ※表示していません。	氏名(名称)
1	地方税法第371条第1項の規定に基づく書類（令和8年度 固定資産税・都市計画税 第1期分）		株式会社 FAライジング
2	地方税法第458条第1項の規定に基づく書類（令和8年度 軽自動車税 全期分）		LE HUU HAI
3	地方税法第458条第1項の規定に基づく書類（令和8年度 軽自動車税 全期分）		株式会社 S a n D E N
4	以 下 余 白		
5			
6			
7			
8			
9			
10			

＜備 考＞ 地方税法第20条の2第3項の規定により、掲示を始めた日から起算して7日を経過したときは、書類の送達があったものとみなされます。

(帳票整理番号：0000000000000095487)